を踏まえ、独立行政法人等（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人及び別表に掲げる法人をいう。以下同じ。）が独立行政法人等非識別加工情報を取り扱う場合において、独立行政法人等非識別加工情報の提供のための適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援すること、及び当該支援により独立行政法人等が講ずる措置が適切かつ有効に実施されることを目的として、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）が定める独立行政法人等の義務のうち、独立行政法人等非識別加工情報の取扱いについて分かりやすく示す観点から、本ガイドラインを定めるものである。

本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある。一方、「努めなければならない」、「望ましい」等と記述している事項については、これらに従わなかったことをもって直ちに法違反と判断されることはないが、法の趣旨を踏まえ、独立行政法人等の特性や規模に応じ可能な限り対応することが望まれるものである。

なお、本ガイドラインにおいて使用する用語は、特に断りのない限り、法において使用する用語の例による。

１－２　本ガイドラインの適用対象

本ガイドラインは、独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに関して法の適用対象である独立行政法人等に適用される。

２　定義

本ガイドラインは、独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに関する部分を取りまとめたものであるため、法第２条における定義規定のうち、非識別加工情報、独立行政法人等非識別加工情報及び独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者について定める法第２条第８項から第11項までに関するもののみを記載する。

２－１　非識別加工情報（法第２条第８項関係）

法第２条（第８項）

８　この法律において「非識別加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができない（個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあっては他の情報（当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の個人情報保護委員会規則で定める情報を除く。）と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。第44条の10第１項において同じ。）ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

⑴　第２項第１号に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

⑵　第２項第２号に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

規則第２条

法第２条第８項の個人情報保護委員会規則で定める情報は、同項で規定する個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報（同項で規定する個人情報をいう。）とする。

「非識別加工情報」は、基本的には個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第２条第９項の「匿名加工情報」の定義と同様、個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいう。

法第２条第２項第１号に該当する「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」である個人情報の場合には、「特定の個人を識別することができないように個人情報を加工」とは、特定の個人を識別することができなくなるように当該個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等を削除することを意味する。

法第２条第２項第２号に該当する「個人識別符号が含まれる」個人情報の場合には、「特定の個人を識別することができないように個人情報を加工」とは、当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を特定の個人を識別することができなくなるように削除することを意味する（この措置を講じた上で、まだなお法第２条第２項第１号に該当する個人情報であった場合には、同号に該当する個人情報としての加工を行う必要がある。）。

「削除すること」には、「当該一部の記述等」又は「当該個人識別符号」を「復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む」とされている。「復元することのできる規則性を有しない方法」とは置き換えた記述から、置き換える前の特定の個人を識別することとなる記述等又は個人識別符号の内容を復元することができない方法である。

法において「特定の個人を識別することができる」とは、情報単体又は複数の情報を組み合わせて保存されているものから社会通念上そのように判断できるものをいい、一般人の判断力又は理解力をもって生存する具体的な人物と情報の間に同一性を認めるに至ることができるかどうかによるものである。非識別加工情報に求められる「特定の個人を識別することができない」という要件は、匿名加工情報と同様、あらゆる手法によって特定することができないよう技術的側面から全ての可能性を排除することまでを求めるものではなく、少なくとも、一般人及び一般的な事業者の能力、手法等を基準として当該情報を独立行政法人等又は独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者が通常の方法により特定できないような状態にすることを求めるものである。

なお、法は、個人情報保護法とは異なり、照合禁止義務（個人情報保護法第36条第５項）を定めていないことから、非識別加工情報は、その作成に用いた個人情報の全部又は一部を含む個人情報との照合によって特定の個人を識別し得ることとなり、法第２条第２項第１号の「個人情報」に該当し得る。このとき、非識別加工情報が、一般に他の情報との照合により特定の個人を識別することができるとの誤解が生じないよう、「特定の個人を識別することができない」について、その記述等自体によって特定の個人を識別できないことはもちろん、他の情報（法第２条第８項で規定する個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報を除く。）非識別加工情報の作成に用いた個人情報の全部又は一部を含む個人情報を除く。）との照合によって特定の個人を識別できないように加工したものであることを明らかにしている。

また、「当該個人情報を復元することができないようにしたもの」とは、通常の方法では、非識別加工情報から非識別加工情報の作成の元となった個人情報に含まれていた特定の個人を識別することとなる記述等又は個人識別符号の内容を特定すること等により、非識別加工情報を個人情報に戻すことができない状態にすることをいう。

「当該個人情報を復元することができないようにしたもの」という要件は、あらゆる手法によって復元することができないよう技術的側面から全ての可能性を排除することまでを求めるものではなく、少なくとも、一般人及び一般的な事業者の能力、手法等を基準として当該情報を独立行政法人等又は独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者が通常の方法により復元できないような状態にすることを求めるものである。